

副本

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

準備書面(4)

令和8年5月11日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

富岡 宏

小西 俊

山城 道子

瀬沼 隼人

中島 圭一

鳴海 太郎

被告は、本書面において、原告らの令和8年3月17日付け訴えの変更申立書(以下「本件変更申立書2」という。)により変更された請求の趣旨に対する答弁をするとともに、同日付け第4準備書面及び第5準備書面(以下、それぞれ「原告第4準備書面」及び「原告第5準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 本件変更申立書2に係る訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告■■■■の訴えのうち、請求の趣旨第1項(1)イからエまで及び同項(2)に係る部分をいずれも却下する
 - 2 原告■■■■のその余の請求を棄却する
 - 3 訴訟費用は原告■■■■の負担とする
- との判決を求める。

第2 原告第4準備書面に対する反論

- 1 本件地位確認の訴え①-2が確認の利益を欠くこと

原告■■■■は、従前の本件地位確認の訴え①を、本件変更申立書2記載の請求の趣旨1項(2)ア(以下「本件地位確認の訴え①-1」という。)及び同項(2)イ(以下「本件地位確認の訴え①-2」という。)に整理し直したとするが、本件地位確認の訴え①-2が確認の利益を欠く不適法な訴えであることは、これまで被告が主張したとおりである(被告の令和8年1月30日付け準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」という。)第2の2・3ないし7ページ)。

原告■■■■は、当該訴えに関しても原告第1準備書面で挙げた裁判例が参考になる旨主張するが、これらの裁判例は、いずれも、一定の行為を行うことができる権利又は法的地位の確認を求める訴えについてのものであって、「刑罰を科されることのない地位」の確認を求める本件地位確認の訴え①-2とは、確認を求める対象の性質が明らかに異なる。本件地位確認の訴え①-2は、本件

禁止規定が合憲であること(未成年者の選挙運動が禁止されていること)を前提とするものであり(原告第4準備書面第1の1・3ページ)、その記載内容からも、正に国家の刑罰権の発動の有無の事前確認を直接求めるものにほかならないから、確認の利益が認められる余地はない。

したがって、本件地位確認の訴え①-2は、確認の利益を欠く不適法な訴えであり、却下を免れない。

2 本件違法確認の訴え①が法律上の争訟に当たらず、また、確認の利益も欠くこと

原告■は、従前の本件違法確認の訴え①を、本件変更申立書2記載の請求の趣旨2項(2)ウ及びエに整理し直したとするが、その内容は実質において変わっておらず、いずれにせよ、これらがいずれも「法律上の争訟」に当たらず、確認の利益も欠く不適法な訴えであることは、これまで被告が主張したとおりである(答弁書第2の6(1)ないし(3)・10ないし12ページ)。

3 本件地位確認の訴え②が確認の利益を欠くこと

原告■は、従前の本件地位確認の訴え②を、本件変更申立書2記載の請求の趣旨3項(2)ア(以下、当該訴えを、改めて「本件地位確認の訴え②」という。)に整理し直したとするが、これが「法律上の争訟」に当たらず、確認の利益をも欠く不適法な訴えであることは、これまで被告が主張したとおりである(被告準備書面(2)第3・7ないし9ページ)。

したがって、本件地位確認の訴え②は、確認の利益を欠く不適法な訴えであり、却下を免れない。

第3 原告第5準備書面に対する反論

原告らは、原告第5準備書面第2に記載された「本件各規定の憲法適合性に係る判断枠組みについて」に関し、学者の意見書等を踏まえた追加主張を予定しているとのことであるので、この点についての反論は上記追加主張を待つて

行うこととし、本書面では、それ以外の部分(原告第5準備書面第1、第3ないし第5)について反論する。

1 本件各規定の立法事実に係る原告らの主張に理由がないこと(原告第5準備書面第1に対する反論)

(1) 本件各規定に係る立法事実を的確に把握するためには、昭和27年改正に至るまでの未成年者保護に係る他の選挙法規の立法経緯についても十分に踏まえる必要があること

ア 原告らの主張

原告らは、大正14年(1925年)改正衆議院議員選挙法から昭和22年(1947年)改正衆議院議員選挙法に至るまでの経緯に関し、「未成年者保護という目的が一貫して存在していたとは到底評価することができない。」として、大要、次のとおり主張する(原告第5準備書面第1の2・4ないし11ページ)。

(ア) 大正14年改正衆議院議員選挙法について被告が主張する「教育的見地」からの弊害は、選挙運動に熱中するあまりに学業をおろそかにし、落第するおそれがあるというものであるのに、被告は、「未成年者が選挙運動を行う→選挙運動に熱中し学業をおろそかにする→落第する→未成年者自身に悪影響を及ぼす」という因果関係を主張立証していない上、このような因果関係が存在するとすれば、同法が「演説又は推薦状による選挙運動」を規制対象としていないことと整合しない(原告第5準備書面第1の2(1)・5及び6ページ)。

また、昭和20年改正衆議院議員選挙法で未成年者の選挙運動を制限する規定が撤廃され、この点について何らかの形で手当てを講じる検討すらされた形跡がない。このことは、大正14年改正衆議院議員選挙法について被告が主張する教育的見地に基づく弊害が、昭和20年当時、

立法事実として存在していなかったことを示すものである(原告第5準備書面第1の2(2)・6ページ)。

- (イ) 被告は、昭和22年改正衆議院議員選挙法で設けられた未成年者保護に係る規定に関し、「まだ選挙権をも有しない幼い者達を、選挙運動に利用していた弊害を禁止することにあつた」との文献の記載を挙げるが、当該記載から未成年者を保護する趣旨を読み取ることはできない。また、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条は、昭和25年に制定された公選法137条(教育上の地位を利用した選挙運動)と同様、教育上の地位に基づく影響力を利用して、生徒に対し特定の候補者や政党への支持・不支持を誘導することを防止する趣旨であり、これらはいずれも選挙運動それ自体の弊害から未成年者を保護することを目的とするものでないことが明らかである(原告第5準備書面第1の2(3)及び(4)・7ないし10ページ)。

- イ 大正14年改正衆議院議員選挙法で設けられた未成年者の選挙運動に係る規制は、主として教育的見地から未成年者の保護を目的としたものと評価できること(前記ア(ア)に対する反論)

- (ア) 原告らは、被告が「未成年者が選挙運動を行う→選挙運動に熱中し学業をおろそかにする→落第する→未成年者自身に悪影響を及ぼす」という因果関係を主張立証していないなどと論難する。

しかし、被告の令和8年1月30日付け準備書面(3)(以下「被告準備書面(3)」という。)第1の3(1)イ(ア)(13及び14ページ)で述べたとおり、東京地方裁判所昭和28年7月7日決定(労働関係民事裁判例集4巻4号392ページ)の事案では、未成年者である学生が、選挙運動等の政治活動を盛んに行うことで学業をおろそかにし、成績が著しく低下して、遂には退学処分に至っているのであり、学生等の未成年者が選挙運

動を行うことによって学業に支障を生じ、当該未成年者自身に悪影響を及ぼすことがあることは、同事案を見ても明らかである。

そして、大正14年(1925年)改正衆議院議員選挙法の制定前後の状況をみても、例えば、大正6年(1917年)に、教育者(慶応義塾長)が、「殊に学生¹の選挙運動に従事することに就ての弊害は、学生が、それがために学課を怠り、学課を充分に考究するの時間を逸することである。」(乙52・「実業の世界」14巻7号・48ページ)と述べていたり、昭和6年(1931年)にそれまで満25歳以上とされていた選挙権年齢を満20歳以上とした際に、当時の衆議院議員が、「彼等²が選挙権を有するに至れば、従来に於てさえ選挙運動に携わって学業を放擲するものあるに、一層其の弊を甚だしからしむるであろうと予想する人々があります。(中略)選挙権を有するに至れば政治に対する興味が一層深くなり政治運動に狂奔せんとするものが従来に比して増加することは予想に難く無いのであります。」(乙53・「民政」第5巻4号27及び28ページ)と述べていたりするのであって、大正14年改正衆議院議員選挙法の制定当時において、選挙運動によって学業に支障が生じ、学生等の未成年者自身に悪影響が生じるという関係性が一般的に認識されていたことも認められる。

その上で、大正14年改正衆議院議員選挙法に係る国会審理においては、「(引用者注：同法案によって)一般に学業を休んで色々な選挙に狂奔するということ等は出来ぬようになってしまった」(乙3・12ページ最下段)として、学生が学業を休んで選挙運動を行うという実態があることが前提とされている。

¹ ここにいう「学生」は、中学生、高等学校生、専門学生及び大学生等が念頭に置かれている。

² ここでは、直接的には20歳以上25歳未満の成人の学生が念頭に置かれている。

以上の事情を併せ考慮すれば、大正14年改正衆議院議員選挙法で設けられた未成年者の選挙運動に係る規制は、主として教育的見地から未成年者の保護を目的としたものであると優に認められる(被告準備書面(3)第1の2及び第5の2・7、55及び56ページ)。

なお、原告らは「演説又は推薦状による選挙運動」を規制対象としていないことが、教育的見地からの弊害防止という目的と整合していないとも主張する(原告第5準備書面第1の2(2)イ・6ページ)。しかし、これらの選挙運動が未成年者との関係でも規制対象から外れたのは、「(引用者注:同法案によって)一般に学業を休んで色々な選挙に狂奔するということ等は出来ぬようになってしまった」ことからすれば、演説や推薦状について「特に学生生徒には之を禁ずると云う条文を作らぬでも宜からう」(乙3・12ページ最下段から13ページ最上段)と判断されたからにすぎず、「演説又は推薦状による選挙運動」を規制対象としていないことをもって上記目的と整合しないとはいえない。

(イ) また、原告らは、昭和20年改正衆議院議員選挙法において未成年者の選挙運動に係る規制が撤廃されたことが、教育的見地に基づく弊害がないことの証左であるかのように主張する。

しかし、被告準備書面(3)第1の2(1)(7ページ)で述べたとおり、昭和20年改正衆議院議員選挙法は、「今日当面する如き政治的転換に於きましては、選挙運動の各種の制限を撤廃致しまして、能う限り其の自由を認め、之に依り一般国民の政治的責任の自覚を促すを以て適当」(乙5・66ページ)との判断の下で、他の選挙運動の規制とともに未成年者の選挙運動に係る規制を撤廃したものである。すなわち、未成年者の選挙運動に係る規制の撤廃がされたのは、教育的見地に基づく弊害がないとか、弊害から未成年者を保護する必要が失われたといった理由によるものではなく、弊害を防止する必要性を考慮してもなお、可能な限りの選挙運

動の自由を認めることを重視すべきであり、弊害の防止については、成年者(国民)の「良識」に委ねるべきであるとの政治的判断に基づくものである。したがって、このような規制が撤廃されたことをもって教育的見地に基づく弊害がないことの証左であると評価することはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、原告らの前記ア(7)の主張はいずれも理由がない。

ウ 昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定は、未成年者の選挙運動を間接的に規制することで、未成年者の保護を図ろうとしたものであったこと(前記ア(イ)に対する反論)

(ア) 昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定が、選挙権を持たず判断の未熟な学童等を利用した選挙運動を禁止するという方法により、未成年者の選挙運動を間接的に規制することで、選挙の公正(選挙運動に係る機会の均等)及び未成年者の保護を図ろうとしたものといえることは、これまで繰り返し述べたとおりである(被告準備書面(1)第1の1(3)9ないし13ページ、被告準備書面(3)第1の2(2)・7ないし9ページ)。

原告らは、「まだ選挙権をも有しない若い者達を、選挙運動に利用していた弊害を禁止することにあつた」(乙38・289ページ)との記載に関し、弊害の内容が不明確であるなどと論難するものであるが、その文脈に照らし、未成年者保護の趣旨を述べていることは明らかである。念のため付言すると、上記規定に関しては、例えば、美濃部達吉教授も、改正の翌年に発行された書籍の中で、「それは主として学校職員に対する制限であると共に未成年者を選挙運動の渦中に投げしむることを防ぐが為にするものである。」(乙54・美濃部達吉「日本国憲法原論」330ページ)と述べて、被告の主張と同様の認識を示している。

(イ) 原告らは、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定と、昭和25年に制定された公選法137条の規定の趣旨が同じ(教育基本法に

おける学校の政治的中立性の確保)であるとの前提に立つようであるが、前記(7)で述べたとおり、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定が未成年者保護の目的をも有していたのに対し、昭和25年に制定された公選法137条は、働きかけの対象となる学生・生徒の年齢制限を撤廃したものであるから、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定とは規制の観点を異にする(被告準備書面(3)第1の2(3)・9及び10ページ)。このことは、昭和25年の公選法制定時における国会での議論(「現行法の子供、未成年者を選挙運動に利用してはいけないというその精神からはずれて来る。」との批判がされたこと(乙18・4及び5ページ)。)からも明らかである。

なお、裁判例においても、「公職選挙法第137条の前身と目することのできる衆議院議員選挙法第96条は(中略)いまだ選挙権を有しない幼い者達を選挙運動に利用していた弊害を除去することに制定の根拠があったと一般に解されていたところであるが公職選挙法第137条は右規定に比し行為の主体を教育者に限定し、児童、生徒および学生の年齢制限を撤廃したものであるから、従前の規定とは性格が本質的に異なったものと解さざるを得」ないと判示され(乙55・名古屋地裁昭和45年11月7日判決・教職員人事関係裁判例集6集547ページ)、被告の主張と同様の認識が示されている。

(ウ) 以上のとおり、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定は、未成年者の選挙運動を間接的に規制することで、未成年者の保護を図ろうとしたものであるから、原告らの前記ア(イ)の主張は理由がない。

エ 小括

以上のとおり、我が国の選挙制度における未成年者の選挙運動に係る規制は、その規制がされた当初から、主として教育的見地に基づき選挙運動に伴う弊害から未成年者の保護を図ることを目的とする点で一貫してい

るのであり、本件各規定の新設は、このような経緯をも踏まえた判断によるものであるから、本件各規定に係る立法事実を的確に把握するためには、昭和27年改正に至るまでの未成年者保護に係る他の選挙法規の立法経緯についても十分に踏まえる必要がある。

- (2) 昭和26年地方選挙で見られた未成年者の選挙運動に係る具体的な弊害は、本件各規定の必要性、合理性を支える立法事実であること

ア 原告らの主張

(ア) 原告らは、昭和26年地方選挙で見られた未成年者の選挙運動に係る具体的な弊害に関し、被告が主張する弊害は未成年者を人海戦術に動員する側の問題であって、未成年者による選挙運動それ自体が選挙の公正を害するというものではなく、昭和27年改正で人海戦術に対する数多くの規制が導入されていることからすれば、かかる人海戦術に起因する弊害は、本件各規定の必要性、合理性を支える立法事実とはならない旨主張するようである。

(イ) また、原告らは、「金のかからない選挙」との関係では、買収罪や選挙運動費用の上限規制によって実現が図られている。」から、「本件各規定は、「金のかからない選挙」とは関連性がない。」などとして、未成年者が人海戦術に動員されたことにより生じた弊害は、本件各規定の必要性、合理性を支える立法事実とはならない旨主張するようである。

(以上につき、原告第5準備書面第1の3(1)・11ないし15ページ)

イ 被告の反論

(ア) 被告がこれまで主張したとおり、昭和26年地方選挙では、連呼行為等をさせるために多数の未成年者が動員され、立候補者の経済力の差や組織的支援の有無等によって採り得る選挙運動の方法・態様が大きく変わり得ることが示され、選挙の公正(選挙運動に係る機会の均等)が著しく害される結果となったことを受け、選挙という手段で自らの意思を表

明することが認められていない未成年者の活動によって生じたことへの危機感が高まり、このような事態の発生を的確に防止するためには未成年者の選挙運動自体を禁止する必要があると認識されたものである(被告準備書面(3)第1の4(2)・18ないし23ページ)。

(イ) 原告らが前記ア(ア)のとおり主張する点に関しても、被告が繰り返し述べているとおり、本件各規定は、選挙運動による意見表明そのものの制約を狙いとするものではなく、未成年者の選挙運動がもたらす弊害の防止をねらいとしたものであって、現に未成年者を動員した選挙運動が横行し、選挙運動の機会の均等が害されるという弊害が存在する以上、当該弊害に対応する必要性があることは当然である。そして、昭和26年地方選挙でみられた弊害のうち人海戦術として多数の未成年者が動員される事態の多発による弊害としては、①人海戦術(連呼行為等)の横行自体による弊害にとどまらず、②これが選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていない未成年者の動員によって行われたことによる弊害も強く認識されていたのである。そうであるところ、人海戦術それ自体による弊害(上記①の弊害)に対する規制により、未成年者の動員による弊害(上記②の弊害)の発生を的確に防止できるといえる根拠は見当たらないから、人海戦術それ自体に対する規制とは異なる観点で未成年者の選挙運動を禁止することにより、昭和26年地方選挙でみられた弊害の発生を的確に防止しようとしたことは何ら不合理でない。

(ウ) 原告らが前記ア(イ)のとおり主張する点に関しては、昭和27年改正当時、選挙運動費用に対する法的規制(法定選挙費用)はほとんど守られていないとされ、警察による取締りも実効性を欠いていたこと(被告準備書面(3)第1の4(2)エ(ア)・20及び21ページ)に加えて、前記(イ)で述べたことが等しく妥当するから、法定選挙費用の規制とは異なる観点か

ら未成年者の選挙運動を禁止することで、前述した弊害の発生を的確に防止しようとしたことは、何ら不合理ではない。

(エ) したがって、原告らの前記アの主張はいずれも理由がない。

なお、原告らは、未成年者の選挙運動に係る弊害について、「選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていない」ことが、なぜ「選挙運動の機会の均等」を害するのかが明らかでないとも主張するが(原告第5準備書面第3の2(2)・44及び45ページ)、そもそも被告は未成年者が選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていないことをもって「選挙運動の機会の均等」を害するとは主張していない。前記(ア)で述べたとおり、被告は、選挙運動の機会の均等を害する連呼行為等の人海戦術が、昭和27年改正で特に未成年者との関係で問題とされた理由について、現に昭和26年地方選挙で未成年者を動員した人海戦術が目に見えぬものであったことに加えて、これが選挙という手段で自らの意思を表明することが認められてすらいないう未成年者によって行われたことの問題が強く認識されていたことを指摘したものである。

(3) 昭和27年改正に至るまでの経緯等に照らせば、昭和27年改正においても、未成年者の保護を図ることが当然の前提とされていたといえ、この点を明示した議論が行われていないことは何ら不自然なものではないこと

ア 原告らの主張

原告らは、昭和27年改正当時の国会の議論において、本件各規定について未成年者の保護の観点からの議論が行われていないことを挙げて、未成年者を保護する必要性が立法事実となっていたとはいえない旨主張する(原告第5準備書面第1の3(2)・15ないし17ページ)。

イ 被告の反論

しかし、原告らの前記アの主張は、大正14年改正衆議院議員選挙法から始まる未成年者の選挙運動に係る規制が本件各規定とは無関係である

との誤った認識を前提としたものである。被告準備書面(3)第1(6ないし25ページ)で詳述し、前記1でも改めて述べたとおり、我が国の選挙制度における未成年者の選挙運動に係る規制は、主として教育的見地に基づき選挙運動に伴う弊害から未成年者の保護を図ることを目的とする点で一貫している。このことに加えて、選挙専門誌に掲載された昭和27年改正に係る論説(乙42、43)に、選挙運動に伴う弊害から未成年者を保護する必要があるとの認識が示されていたことをも併せ鑑みれば、昭和27年改正当時においても、選挙関係者の間では、未成年者の選挙運動に係る規制によって未成年者の保護を図ることが当然の前提とされていたと考えるのが自然であり、これと異なる考えが採られたことや未成年者を保護する必要性がなくなったことをうかがわせる資料等は見当たらない。

そうだとすれば、昭和27年改正に際し、国会において未成年者の保護に係る特段の議論が行われていないことは、何ら不自然ではない。原告らの主張は、議論するまでもなく当然と考えられていた事項(未成年者の保護)について、その背景を無視し、これが明示的に議論されていないという事象を殊更表面的に捉えて、立法目的として当該事項が考慮されていないとの結論を単純に導こうとするものであり、理由がない。

(4) 昭和26年地方選挙で見られた未成年者の選挙運動による弊害を否定する
原告らの主張は理由がないこと

ア 原告らの主張

被告は、昭和26年地方選挙における未成年者の選挙運動による弊害として、①選挙の公正(選挙運動に係る機会の均等)が著しく害されたことと、②不当な選挙運動に巻き込まれることによって未成年者の保護に欠ける事態が生じていたことを主張した。これに対し、原告らは、これらの弊害は存在しないとして、大要、次のとおり主張する(原告第5準備書面第1の3(3)・17ないし20ページ)。

(ア) 被告が主張する「選挙運動に係る機会の均等」は、「いずれも立候補者の資金力等の競争条件の格差に由来する問題であって、未成年者が選挙運動を行うことそれ自体に起因するものではない」。被告は、「このような競争条件とは無関係に、未成年者を「使用」したり、未成年者が選挙運動を行うことがなぜ選挙の「公正」を害することになるのか」を明らかにできていない。人海戦術や「金のかかる選挙」については、既に厳格な規制が設けられているのに、このような規制の下で行われる選挙運動について、未成年者にいかなる弊害があるのかも明らかでない。

(イ) 仮に未成年者を使用した選挙運動の一部又は全部を禁止する必要があるとしても、例えば労働法の分野における裁判例のように、「未成年者が自発的に選挙運動に参加しているかとは無関係に、「使用」か否かを判断すれば足りる」から、被告の主張は、「使用」の問題を未成年者に転嫁するものである。

イ 被告の反論

(ア) 原告らの前記ア(ア)の主張は、未成年者の選挙運動それ自体に起因する直接的な弊害が生じない限り、未成年者の選挙運動を規制することが許されないとの見解を前提とするようであるが、このように考えるべき論拠は示されていない。被告準備書面(3)第1の4(2)及び(4)(18ないし25ページ)で述べたとおり、昭和26年地方選挙においては、未成年者を含む多数の労務者的選挙運動員を雇うなどして、立候補者の氏名等をただ連呼させるという人海戦術が採られ、このような運動員の大多数が自発的に動いている事例も見られたのであるから、未成年者の選挙運動を自由に許した場合には、立候補者の経済力の差や組織的支援の有無等の競争条件の違い(選挙運動の機会の不均等)が選挙の結果に影響を及ぼし得るといえ、選挙の公正を確保し、未成年者を保護するために未成年者の選挙運動を制限したことは合理的である。

また、原告らは、公選法において人海戦術等に係る他の規制が設けられていることを強調するようであるが、この点をもって未成年者の選挙運動に係る規制の必要性が否定されるものでないことは、前記(2)イ(イ)で述べたとおりである。

したがって、原告らの前記ア(7)の主張は理由がない。

(イ) 原告らの前記ア(イ)の主張は、「未成年者が自発的に選挙運動に参加しているかとは無関係に、「使用」か否かを判断すれば足りる」との見解を前提とするものである。しかし、原告らがその論拠として挙げる各裁判例は、労働者が残業代の支払を請求した事案に関するものであり、上記各裁判例は、労働者が、使用者との間で、使用者の業務に使用され、賃金を支払われるという関係にあること(労働基準法9条)を前提として、勤務時間外に業務に従事した時間が労働時間に当たるか否かを判断したものである。他方、原告らがいう「自発的な選挙運動」をする者にはこのような関係性自体が認められず、前提が大きく異なるから、本件使用禁止規定の「使用」の意義に係る原告らの主張との関係で、上記裁判例は参考となるものではない。

また、原告らは、「未成年者が自発的に申し込んだかどうかにかかわらず使用(他の法令の一般的な用法に従えば指揮命令を意味する)を規制すれば足りる」と主張するが、未成年者の選挙運動を規制する必要性については、これまでに繰り返し述べてきたとおりである。そして、被告準備書面(3)第1の4(2)ウ及び(4)(20、24及び25ページ)で述べたとおり、未成年者が選挙運動を行う事情は様々であり、例えば、未成年者が「親の為」に親の立場を慮って「使用」によらずに選挙運動を開始し、友人その他に声をかけて多数の未成年者を動員することもあり得るし、「有力なアルバイトロ」に端を発し、選挙事務所その他立候補者と一部の者は「使用」の関係に立ちつつも、動員される未成年者は、「自発的」

な「協力」関係に立って選挙運動に参加し又は選挙運動に巻き込まれることも当然にあり得る。このような選挙運動を行う事情の差によって、客観的な選挙運動の態様に有意な差が生ずるとはいえないから、「使用」によらない未成年者の自発的な選挙運動であっても、選挙の公正を害し、選挙の腐敗を招来するおそれがあることや未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれるおそれがあることに変わりはなく、また、それらのおそれの程度についても、「使用」による選挙運動との間で有意な差を見出すことはできない。したがって、原告らのいうように「使用」のみを規制すれば足りるとはいえない。

したがって、原告らの前記ア(イ)の主張も理由がない。

なお、デジタルメディアが高度に発達し、誰もが情報発信者となり得る現代社会にあっては、未成年者が使用されて選挙運動を行うことはもとより、未成年者が未成年者を「使用」し、又は未成年者が誰からも「使用」されることなく、自ら情報発信を行うなどして選挙運動を展開する事態も容易に想定できる。これらの場合にも、本件禁止規定が防止しようとした弊害、すなわち、選挙の公正を害し、選挙の腐敗を招来し、更には未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれるという事態が生じるおそれがあるから、その歯止めとなる規制の必要性は今なお失われていないということができる。

2 本件各規定が憲法に適合しない旨をいう原告らの主張は理由がないこと(原告第5準備書面第3ないし第5に対する反論)

原告らが本件各規定の憲法適合性について種々主張する点は、その大部分が前記1で挙げた点を繰り返すものである。そこで、以下、繰り返しにならない範囲で、原告らの主張に対して反論する。

(1) 選挙の公正を確保することや、未成年者の保護を図ることが、抽象的な目的である旨をいう原告らの主張に理由がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、抽象的な目的をもって権利制約を正当化することは規制範囲を無限定に拡張し得る危険を伴うから、いかなる弊害を是正しようとしているのかを具体的に明らかにする必要がある、最高裁も「国民の理解」について、その内容の抽象性に鑑み重要な公益には当たらないと判断したなどとした上で、「選挙の公正」や「未成年者の保護」といった目的は「いずれも抽象的な目的の域を出るものではなく、本件における未成年者の政治的表現活動に対する制約を正当化するに足りる具体性を欠く」と主張する（原告第5準備書面第3の1(2)ウ・43及び44ページ）。

イ 被告の反論

本件における未成年者の選挙運動の規制は、自由の制限ではなくルールの問題であるから（被告準備書面(3)第2の2(3)・30ページ参照）、これを権利の制約と捉える原告らの前記アの主張は、その前提に誤りがある。

また、被告が主張する「選挙の公正」や「未成年者の保護」という目的による規制について、例えば、選挙運動としての戸別訪問の禁止規定の憲法違反が問題となった最高裁判所昭和25年9月27日大法廷判決（刑集4巻9号1799ページ）は、選挙の公正を期するために戸別訪問を禁止することを合憲と判断しており、「選挙の公正」確保という目的がおおよそ抽象的で規制の根拠となり得ないとは判断していないし、福岡県青少年保護育成条例において「淫行」を禁止する規定の憲法違反が問題となった最高裁判所昭和60年10月23日大法廷判決（刑集39巻6号413ページ）は、「未成年者」と類似する「青少年」の保護を立法目的とする当該規定を合憲と判断しており、「青少年の保護」という目的がおおよそ抽象的で規制の根拠となり得ないとはしていない。原告らの前記アの主張は、これら累次の判例と相容れないもので、独自の見解にすぎない。

さらに、以上の点をおくとしても、前記1でも改めて述べたとおり、被告が本件禁止規定の立法目的として挙げる「選挙の公正」や「未成年者の保護」は、現に昭和26年地方選挙で見られた弊害の防止を意味するものであり、その内容は十分に具体的である。これらは、「国民の理解」といった具体化し得ない事項とは異なることから、原告らが挙げる判例は、本件の参考となるものではない。

したがって、原告らの前記アの主張は理由がない。

- (2) 選挙運動を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡が取れていない旨をいう原告らの主張に理由がないこと

ア 原告らの主張

原告らは、選挙の公正は選挙運動を含む表現の自由に優越する概念ではないとの立場を前提に、選挙の公正の名の下に特定の主体の表現活動を排除することが憲法21条1項に抵触するものであることは明らかであるとした上、被告の主張する弊害が未成年者の選挙運動に起因するものではない一方で、本件規定は、未成年者の選挙運動の自由を全面的に奪う内容規制であることからすれば、「本件禁止規定により得られる利益は皆無に等しく、失われる利益ははるかに大きい」と主張する(原告第5準備書面第2の3(2)エ、第3の3・29、30、45及び46ページ)。

イ 被告の反論

しかし、原告らの前記アの主張は、選挙という特殊な場面におけるルールである選挙運動に係る規制と、政治的表現に対する規制とを同一視する立場を前提とするもので、このような前提自体に誤りがあることは、これまで繰り返し述べたとおりである(被告準備書面(3)第2の2(2)ア・28及び29ページ参照)。

また、この点をおくとしても、選挙において、選挙権を有しない未成年者の意思(特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させる意思)を反

映させることは、想定されていない。選挙運動とは、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることであり、結局のところ、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるためにするものであることからすれば、選挙権を有さず、選挙において意思の反映が予定されていない未成年者の選挙運動との関係で、選挙の公正の要請が後退するという結論は、明らかに不当である。

したがって、原告らの前記アの主張は、理由がない。

以 上